

「託送料金変更認可決定取消訴訟」控訴審第1回期日・報告集会記録（文字起こし）

【日時】 2023年9月19日（火） 15時～17時

【場所】 福岡県弁護士会階301会議室

進 行 ただいまより託送料金変更決定取消訴訟控訴審第一回口頭弁論を受けて、記者会見、報告集会を開催します。私は本日の進行を致しますグリーンコープでんきの小笠原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして資料の確認をいたします。皆さん封筒はお持ちですか。まず頭書きが入っております。そして、第一審判決を不服として控訴した理由とその訴訟となります。「控訴理由書」と「証拠説明書」、それから「控訴準備書面1」と「証拠説明書」、そして電力・ガス取引委員会初代委員長八田達夫氏の第一審判決に対する意見となる意見書、控訴審第一回代理人意見陳述のスライドを印刷した資料で、これらが当方からで、あと被控訴人である国からは控訴理由書への反論の訴状として「控訴答弁書」と「証拠説明書7」です。以上になりますので、不足分がありましたらお申し出いただければと思います。

続きまして弁護団・原告の紹介をさせていただきます。弁護団から弁護団長小島弁護士、馬場弁護士、篠木弁護士、北古賀弁護士、福島弁護士。原告からグリーンコープ生協ふくおかの坂本理事長、グリーンコープ共同体組織委員会の高橋委員長、グリーンコープ共同体の東原理事です。それでは代理人から本日の意見陳述などのご報告等をお願いしたいと思います。

小 島 ひと言だけ言わせていただくとですね、今回は八田達夫先生が意見書を書いてくださったことがすごく大きかった。今になって考えるとすごい幸運だったと思うんです。そんなに偉い人だったとは良く知らないまま、経済学者として電力自由化とかそういう問題には詳しい人だなということと、直前に日経ネクストというものでこの間の内外価格差、電力の電力会社に自分の旧一電のところだけ特別な価格で販売したり、さらには新電力の売っている先の顧客情報を旧電力に流したりとかそういうことをやっていた問題について、これは深刻な問題だと罰則を強化して厳格にやるべきだということを、元電力ガス委員会の委員長として意見を言っていたのは知っていたんですが、電力自由化の問題で話を聞くのだったら彼が一番詳しいんじゃないかということで話を聞きに行ったわけです。それで非常に好意的に対応いただいて、2011年だったと思いますが、福島原発事故が起きてわりと間もないころの原子力委員会に呼ばれて原子力の今後どう考えるかということで意見聴取を受けているんですね。その時に電力自由化の話をしていて、彼が言っていることは何かというと、自分は原子力に賛成の立場でも反対の立場でもない、しかしながら電力自由化をこれから進めなければいけないということを考えると、原子力発電所が事故を起こした場合は適切に内部化しなければいけない。内部化しても尚やれるというのだったら原子力発電をやればいいし、出来ないというのだったら止めるしかない。彼は、僕と彼が初めて出会ったある会合で言ったのは、本当に内部化したら絶対原子力発電はペイしない。要するに内部

化したらどういうことになるかと言うと、原子力発電を担う事業者は将来の事故を想定して保険料をちゃんと払え、要するに原子力発電が事故を起こした場合に事故を引き受ける保険業者を探してこいと。そしてその保険会社が自分たちのリスクで、これだったら、この保険料だったらペイする保険料をかけさせる。そうすると保険料は絶対高くなる。べらぼうな金額になる。そのような高い保険料を払っても原子力発電を続けるべきということはないはずだ。さらに、原子力発電は当然のことながら大量の放射性廃棄物、高レベル放射性廃棄物というですね、燃えた後の核のごみを生み出すわけですね。その処分コストもちゃんと負担しろと。その両方のコストを全部原子力事業者に、きちんとかけていったら原子力発電は絶対回らなくなる。だから市場の原理の中でものごとを考えていったらいいんだということは言っていました。非常に的を得た議論ですね。

それと今回電力自由化というよく言われるのは発電事業者と小売電気事業者をたくさん作って競争させたらいいんじゃないかという議論になるのですが、今日のスライドを見た人、今日の話が聞かれた方は分かると思うのですが、彼はその中でもう一つ言っていて、要するに総括原価主義、送配電一貫の体制をはずすということは、要するに電力料金が電力需要が増える時は高くなる、電力需要が減る時は安くなるという制度にする。そうすると電力料金が低い時というのは電力の需給が切迫する時である。需給が切迫する時になったら、世界中どこでもそうなんですけど、大体電気を一番使うのは事業者。ですからその事業者のコストを考えたら、事業者としては、明日は凄く暑くなって電気料金が上がるんだったらその日は操業をやめるんですね、別の天気のいい時にフル操業すればいいわけですよ。別に電気が高い時にやらなくていい。それで、かつ今回の意見書の中にも書いてあるんですけども、電力自由化の下の電気料金の電気需要家の買い方は、定額定量で電気をあらかじめ相対取引で買って置いて、前日の取引市場というのを作って、前日の取引市場でそれを売りに出すんです。逆に。ですから大手の電力事業家があらかじめ確保していた量を今日は電力需給が切迫しそうだ、電気料金が上がりそうだとしたらそれを売りに出してやるということが出来るんです。そうすると何がおこるかということですね、結局一年の電力がひっ迫する時期は決まっているわけですよ。冬場の寒い時とか夏場の暑い時期とか。そういう時期の操業計画を避けて、その時期には自分が抱えている玉を売りに出す。それでその時期の電力消費量を減らすためには、逆に省エネルギーを効率的に進めたり、建物の断熱を進めればですね、非常に電気消費量が少なくて、電気の売り買いをすることで逆に事業者が利益を得られる仕組みになるんですね。それで結局ピーク電力が減るわけです。ピーク電力というのは日本の場合で言うとどれくらいの時間、日数ではなくて、時間ピークの需給切迫があるのかということなんですけども、今日その話もしようかと思っていたんですけど、時間が無くてしなかったんですが、去年の例があるんですね。去年東京電力管内は皆さんご存知のように3回ほど電力の需給が切迫したんです。1月の年明け早々の時、1月8日ぐらい、1月の休みが明けて最初の平日ぐらい。それから3月の23日という1日、それから6月の下旬の平日の午後の6時から8時ぐらいまで、この時間帯だけ電

力が切迫したんです。それを全部足してもですね、大体100時間までいかないんですよ。60時間とか40時間とかそれくらい。だから年間で電力が切迫するのは40時間くらいなんですけど、この40時間の電力を供給するために何千億円かけて火力発電所を作ったのが過去の電力システムなんです。要するに、年間にその夏場とか冬場に電力が凄く増える時、電力需要が増える時期がある、その電力需要が増える時期にそれを安定共有するために国が電力会社に言って、絶対電気を止めないようにするために、たくさんの発電所を作れと、その発電所をつくるコストは全部総括原価で回収できるから心配しなくていいよという事になったわけです。しかし電力を自由化するという事は、電力料金が市場で決まるわけですから、いくら電力を安定化させるためにたくさん発電所を作ったから、うちは発電所を使わない日やその時のための発電所を作っているから、何とかその費用を負担してよと言ってもその分のお金は出ないわけですね。そうするとそういう無駄なことは止めることになる。そうするとその無駄なコストが全部減るんですよ。だから去年の3月23日という日に東京は電力危機になったんです。これはいつかの要因が重なっておきたんですが、その電力危機を最終的には全く停電にしなくて乗り切ったんですけど。どうやって乗り切ったかという、基本的には需要を押さえた。一部試験的にソフトバンク電気とどこだったかな、合計二つの小売事業者が明日の電気の消費を止めてくれたらお金を払うとしたという仕組みを使って電気消費量を減らしたんですね。これは実はですね、今言った電力自由化の下だったら当然に行える仕組みなんです。要するに電力消費量が明日は切迫しそうだから、電気を出せる人（電力消費を減らす人）は出してください（電力消費を減らしてください）、出してくれたら（電力消費を減らしたら）お金あげます。それでお宅は消費を押さえて電気を出して（電力消費を減らして）くれれば、その電力自由化のシステムの中では自動的にその調整がきくわけです。そうすると、無駄な予備電力を大量に作らなくても電力需要というのは安定的に供給できることになる。だからこれが八田先生が言っている電力自由化を進めると電力供給というのは安定化するよと。しかも安くなるよということなんです。

だからそういうことでいうと、一番役に立たないものの一つは原子力発電なんです。原子力発電というのは、こういう需給調整に全く向かないので、電力が増えようが減ろうが全く同じ量を作り続けるわけです。ですからそういう需給調整も全くできないで、ただ作り続けるものなので、しかもべらぼうな事故コストとべらぼうな廃棄物のコストを負担しなきゃいけないので、どう見ても賄いきれない。八田先生がそういうことを言っているのは分かっていたので、八田先生に相談すると、おもしろいことを言ってくれるんじゃないかなということ話をうかがいに行ったところ、堂々と意見を言ってくれて、意見書をバシッと書いてくれたんですよ。途中で一度いろんな人に相談したら意見書を出すのはどうかと言われた可能性もあるんですけども、最終的に安心してください、意見書出しますからと。わざわざそう言われたということは誰かに止められたんじゃないかなという気がするんですけど。八田先生はやっぱ偉い人だと思いましたよ。年齢的にも今80なので、もう世間にこだわらずにですね、自分の言いたいことを

ちゃんと言うという立場なんだろうと思いますけれども、80歳ですけど、すごく若いですよ。若くて元気があるんですけど、今でも月に2回くらい北九州と東京を往復してますから。北九州に彼のNPOがあります。福岡県の人なんですね。北九州出身ですから。小倉かなんかだと。そういう方が今回協力してくれて、今回すごく大きかったのは、彼が電力自由化というのは何なのかということ、基本的な考え方を全部説明してくれたので、今までバラバラに考えていたわけです。今回の廃炉円滑化負担金や賠償負担金をどうするかという問題とかね、たとえば原発のコストをちゃんと電力自由化をしてかけたら、原発なり立たなくなるよとかね。そして需給調整、電力の需給が切迫した時にピーク電力を抑えることで何とかなる、そのためのネガワット取引とか、デマンドレスポンスとかで、需要を抑えることが出来るんだよという話があったわけなんですけど、そういうのが全体として一つのストーリーで成り立っているのだなというのが今回初めて分かったというのが大きなポイントだと思います。やっぱりその象の耳をつかんだり足をつかんだり、尻尾をつかんだりしていたのが初めて象の全体像を見てきたという感じが致しました。そういう意味では本当に偶然ですけど、素晴らしい人に出会っていると。彼は徹底して規制改革論者なので、まちづくりの意見なんかは一致しないんです。高いビル何かをボンボン建てちまえとかそういうことを言われるので、そういう意見は一致しないんですけど、電力の自由化は完全に意見が一致して、しかも彼が言っているフレーズというのは、基本的には正当派経済学の教義を使うわけですよ。伝統的な本流の、主流派の経済学の立場を取っている。そういう意味では政府的にも通用しやすいのかなという感じはいたしました。彼は日本経済学会の会長もやっているということもありますし、近代経済学の旗手の一人ですよ。マクロ経済学の専門家ですけども、そういう点では彼自身は大学は、日本の大学を出ているんですが、日本の大学はICUを出ているんですよ。国際基督教大学、あそこってご存知のように教養学部しかない。そこを出た後アメリカのジョンスホプキンス大学というところで経済学の勉強をした、だからアメリカでずーっと経済学を勉強した、そういう人なので、そういう点であんまり日本的な、変なとらわれ方をしない方のところがすごく良かったなというふうな気がします。今回そういう人に出会えて意見書を作ってもらえて、それをもとにこういう弁論が出来たというのは、あんまりあることじゃないので、そういう点では非常に良かったのかなと思いました。

進 行 有難うございました。それではそれぞれの弁護士の方、よろしく願いいたします。

馬 場 弁護士の馬場です。今日は控訴審の第一回ということで、小島先生の意見陳述をしたのと、今まで提出した書面の確認を行いました。基本的に控訴審は1回で終わらせることが非常に多いので、今日も1回で終わるのかなと心配はしていたんです。けれども、小島先生の意見陳述が終わったあとに、私たちが「国の答弁書に反論します、そしてさらに学者の意見書も提出します」と主張したところ、審理が打ち切られることなく期日が続行されたので、裁判所も私たちの控訴理由書についてきちんと判断してくれているのかな、ちゃんと考えて判決を出してくれ

るのかなと思っています。控訴審の結果がどうなるかは分かりませんが、ただ私たちとしては第一審に続き、出来ること、主張すべきことをどんどん出して、私たちの主張を裁判所や世間の皆様にアピールをしていかなければいけないのかなと思っています。なので、控訴審はまだまだ続きますので、引き続き多くの方に傍聴いただいて、引き続き応援いただくようお願いします。以上です。

進行 有難うございます。

篠木 弁護士の篠木です。今日の小島団長の意見陳述でもありましたけれど、もう一つ原判決の判決文の中に書かれてあることで、国会審議においても託送料金によって賠償負担金を回収することの必要性について議論されたとか、国会に於いて託送料金によって廃炉円滑化負担金を回収することの必要性について議論された、そういうくだりがあるんですけども、それが本当なのかというところを実はもう一度検証すると。だから前回第一審でそこはきちんとできていなかったところは、よく調べてみるとそうではないじゃないかと。それに基づいて省令を作っているわけですけども経産省は、しかしそういう意見の書類があるものだから、それに関する主張があるものだから、裁判所も誤解をしてそういうふうな判決をしてしまったと。そこは違うのではないかとということも今回大きな争点になるのではないかなと。だから、八田先生の電力の自由化とは何なのかというその中で公益的な費用というものを盛り込むのかという議論をされたのかとそういうことになりますけど、その時は議論はされずに、書類だけをポンとあたかも議論されたと国は主張していたけれども、実はそうではないというところが大きな争点になるのではないかと。それともう一人の学者の意見書がどういうふうなものになるのかというのが楽しみですね。引き続き頑張りたいので、よろしくお願ひ致します。

進行 有難うございます。

北古賀 北古賀と申します。内容については他の弁護士がおっしゃった通りで、あまりつけ加えることはありません。ただ、今回八田先生の意見書とか、小島団長の意見陳述とか、かなり論理的で分かりやすかったというのがありますのに、裁判官の反応の方がよく分からなかったというような感じでした。裁判官には、分かっているんだとは思いますが、なんらかの反応があるかなとちらちら見ていたんですけど、なんの反応もなかったんで、どういうことなのかなと非常に気になりました。それと、被告の国が追加の書面を出すかということについては特に考えていないと言っていたので、まあ墓穴を掘ることになるくらいなら追加の書面の提出は要らないということなのかなというふうに思いました。そういう意味では非常に興味深い進行になるのかなというふうに思っているところです。もう一つ、ちょっと他の弁護士と話をしていたんですが、原告適格がないというところで切られて、敗訴ということになると、せっかくここまで積み上げたものが水泡に帰してしまうので、今後の訴訟の展開としては、そこら辺がちょっと気になるなというふうに思って、今日の期日を聞いていました。あんまりネガティブなことばかりを言ってしまうのがないので、新しい意見書とかが出て、さらに

発言を続けられればなというふうに思っています。皆様のご支援よろしくお願
い
します。

進 行 有難うございます。

福 島 弁護士の福島です。今日の話の中で、地裁の中では言われなかったことですが、
これはずっと言われてきたことなんですけど、このパソコンって使えるから価値
があるわけですね。原子力発電所って電力を発電できるから価値があるんです。
壊れた発電所って要は価値がない、そういうような形で、ただそれを単純に、普
通に当たり前の会計処理をすると立ち行かなくなるから、超法規的な会計処理を
しているわけなんですけれど、その考えとかと一緒に、ここっつものを純粋に高
いもの、そのものの価値、コストとかを真正面からやっていってお金の算出、物
価とか商品価値って決まるわけですけども、それをあれこれ、鉛筆なめなめす
ると、物事の価値が変わったり、商品価値が変わってしまう。それがまさに今起
きているのが、この原発のところの問題で、後ろ側でお金をあげますよとかすれ
ば、実際の価値よりも、実際は使えなくても価値があるように見えるし、実際よ
りも安く見えるというところが働くというのがこの裁判の本質的な問題。これを
ずっと、そこだけ特別な処理が可能になるのかということはずっと言われている
ところではあり、今回の八田意見書とか小島先生の話でそこが注目視される所
ろでもあるし、それに加えた話として出てきて、これは託送料金検討委員会のこ
の裁判を起こすまでの中でも何回も検討をしたテーマであり、拾ってきた部分で
もあり、そこら辺が過去の部分の歴史というか時間経緯も含めて今回拾ってきた
論点となるので。この本質的な部分をしっかり押さえていきつつ、いま北古賀先
生がおっしゃったように本質的な部分だからこそ、判決とか議論を嫌がると、手
前の原告適格で切るということもあるので、備えないといけないなと思います。

進 行 有難うございます。それでは参加された皆さんから一言いただきたいのですが、
まず新聞記者の方からご質問などありましたら。

記 者 質問したかったことの一つは八田先生の意見書のことだったのですが、最初に小
島先生から説明していただいたので分かりました。二つ目が国会審議が実はやっ
ていなかったのではないかと、あの国の主張が事実ではないのではないかと
いうところなんですけど、この部分の判明した経緯というのですか、要は一審の
時に気づいていなかったということだと思ふのですけど、これはどういうふうな
ことでここに気づかれたのかということをご説明いただければというふうに
思います。それから今日の国側の反論と言いますか、答弁書の内容、すみません、
私は今日初めて見たのでざっとしかまだ読めていないのですが、その内容をど
のように見ていらっしゃるとかということ、ちょっとオツと思うところがもしあれ
ば、その部分も含めてご説明いただければ、その二つについて。

小 島 最初の点、ちょっと私のほうからお伝えします。今回気づいた点が二つありまし
て、平成11年の報告書があるのですけれども、その報告書の中では公益的課題
に対応するためのものとして需要家は負担をある程度しなきゃいけないという
ことが書いてあるんですね。その負担とは何かというと、同時同量の発電のため
の給電指令があった場合にはそれに応じると、要するに需要抑制したりとかそう

いうことを言っているわけです、それだけなんですけど、それで託送料金は公正な託送のためのコストをちゃんと算定してそれをかけるんだということをやったんですが、実は同じ文書を見ていたんですけど、その給電指令を云々というのはどういう負担なのかというのは、実は八田先生の意見書を読むまではというか八田先生の話聞くまでは実はよく分からなかったんです。要するに今まで発電電一貫の電力会社が独占している体制では、当然電力会社はその電力会社の内部で発電者と需要家を全部押さえているので、内部で全てやっているわけです、調整を。それを外出しするわけですよ。言えよ。その送配電会社、もしくは発電指令所というところに外出しをして、その命令に、発電会社も需要家も応えていく。そういう仕組みになるわけです。電力自由化ということはそういう仕組みに変わるんだということに恥ずかしながら僕らは良く理解していなかったもので、その平成11年の報告書が言っている送配電の指令に従うということの意味が話が良く分かっていなかった。だから、ある意味それは電力自由化をして、送電と発電を分離して、発電や需要の指令所を別に設けたらそれに皆従わなきゃいけないよという、電力自由化をする以上当然の前提なんですけど、それが当然の前提だという知識がなかったんです私たちに。それが初めて今回八田先生の文章の中で電力の自由化というのはどういうものなのかというのを読んで分かってきた。

そうすると逆にその電力料金は市場で、競争市場で本質的に決まるのに、経済産業省が作った文章の中に原子力発電事業者から電気を買う人と、そうでない人で電気料金の差が出るみたいな記載があるわけです。これは電力自由化の下ではありえないことだなど、僕は実はこの文章は最初に八田先生に見せて聞いたところなんですけれど、この意見についてどう思われますか と聞きました。

そしたら、誤解しているよねと、八田先生は言ったわけですよ。電力自由化の下で電力料金は、競争市場の下で決められるので、別に原子力発電事業者から買った場合とそうでない場合と電気料金は変わらないよと。電気料金は変わらないんだから、原子力発電事業所から買った人だけが負担するなんてことはあり得ないので、あり得ないことを書いているというのは、電力の自由化というものを基本的に分かっていないよねと。恥ずかしながらですね我々もよく分かっていなかったんで、間違っているよということを一審の段階では十分に指摘できなかったわけですね、残念ながら。だけど、今回それが明らかに間違いである、それからさらにその平成11年の報告書が言っていることは極めて全うなことを言っているという意味合いも見えてきたわけです。だから、その平成11年の報告書を基に、経済産業省は経済産業大臣に答弁させているわけですよ、平成29年の国会質疑で。平成11年に専門家で議論いただいて、公益的課題の費用は託送料金にのっけて徴収するっていう制度を、既に議論いただいてそういう回答を得ているんですけど。得てないですよ。全く、平成11年の報告書のどこを読んでも。だから、平成29年の国会質疑の時にそういう答弁をしているんですけど、その国会質疑の直前に電力自由化の貫徹委員会の中間とりまとめというのがあった

んですが、その中間とりまとめの中に書かれている文書がさっき言った原子力発電事業者から電気を買う人とそうでない人の負担が違うということが書いてあるんですよ。だから、結局のところ、大臣に答弁させている経済産業省の事務局も、同じ事務局が貫徹委員会の中間とりまとめを文章としてまとめたんですけど、その人も分かっていないんですよ。電力自由化というのはどういうことになるか。電力自由化ということを知っていないまま報告書をまとめ、さらには国会答弁させている。その上に立ってこういう公益的課題に係る費用を託送料金に乗っけるのは当然だと言っている。だから、まあ意図的に嘘をついたということではなくて、分っていない人が分かっていないおこをこれが真実だと思ってその通りにやっちゃって、その平成11年の時点で考えていた電力自由化、それは八田先生が言っている電力自由化に近いものなんですけど、それと違うものを作り出しちゃった、制度として。それがまあ恥ずかしながら僕ら一審の段階では必ずしもよくわかっていなくて、今回八田先生の意見を聞く中で初めてそれが分かった。ああそういうことなんだと、そしたら国は随分嘘を言っているんだなと。だから、やっぱりそういう意味では僕は八田先生の話聞いて、彼の意見書を読んだというのはすごく大きな意義があったなと思っています。

それで改めて記録を見ていたらその平成25年に専門家の意見をまとめたというのは、専門家の意見ではないということもわかりました。何故その平成25年の議事録を気にしたかと言うと、実はその平成25年の制度改革ワーキングの親委員会があって、それが電力システム改革委員会なんです。そのころの委員を八田先生がしていたんですね。だから、八田先生がそういうものを承認していたというふうになったら、自分で一度OK出しながら違うことを言っているのはおかしいじゃないかと。そこでもう一回制度改革ワーキングの資料を全部見直して、本当に制度改革ワーキングがそういうものを意見としてまとめているのかということを見たわけですよ。八田先生に聞かないうちにそれをまとめて、了承しながら今回意見書を書いんじゃないじゃあすぐに向こうから攻撃が来るでしょうと、そしてよくみたらちゃんとそんなことまとめていない。そこで八田先生安心して下さいと。先生の下委員会そんなこと言っていないと。

そしたらね、なんだ言っていないことを言ったことにしてそれが地裁の判決に書かれているとはこれは一体何事だということになったわけですよ。だから、そういう意味でもっと早く気付けと言う話なんだろうけど。まあそういう意味では、少なくともこの第1回期日の前に気づいてよかったね。この後に気づいたら、ちょっと追いつかないですよ。だからその前に気づいてよかったなという話。だからそうやって見直すと、だいぶ嘘を言っているということがよく分かったんで、多分ね、嘘を言っているんじゃないで、彼らは分かっていないんで。でもよく考えてみると電気事業を担当している政府の部署だからね、彼らが電力自由化を進める立場にある人なんです、その人たちが電力自由化というのは何かということを知っていないというのは非常に残念な状態ですよ。ある意味日本の電力自由化というのはそんなものなのかという感じになるんですが。一応そういうことです。二番目の質問は馬場先生が答えてくれるといい。

馬場 二つ目は控訴答弁書が何か目新しい所があるかどうかというところですよ。この点に関して、私たちも弁護士の間で意見交換をしたんですけども、基本的に控訴審に係る国の答弁というのは原審とほぼ変わっていないと思っています。目新しい所や新たな主張とかは特には何もなかったの、基本的には第一審にかかる国の主張とほぼ同じなのかなと思います。今回の国の控訴答弁書は全部で36ページあるのですが、そのうちの17ページぐらいまでは原告適格に関するものであり本案についても、基本的には原審の繰り返しですので、目新しいものは無いのかなとは思っています。私たちはこれから反論書面を提出することになるのですが、その後、国も反論してくると思います。

進行 応答、よろしかったでしょうか。

記者 差し支えなかったら、もう一人の専門家というのはどなたを予定されていますか？教えていただけますか？ダメでしたらいいです。

小島 もうちょっと待ってもらえたら。すみません。

進行 それでは、参加者の皆さんからひと言ずついただきたいと思います。マイクを回しますので、お願いいたします。

参加者A 佐賀のほうから参加しています。今日は傍聴して、なんかひとすじの光明をいただいたようなそういう気持ちになりました。ぜひ支えていこうと思っています。今日は有難うございました。

参加者B 佐賀から参加しました。八田先生の意見書は本当に有難いなと思いました。これからは私も改めて電力自由化のことをちゃんと勉強して、この裁判を支えたいと思っています。私たちって本当に人間らしく、ただシンプルな暮らしをしていきたいだけなんです。何か本当に一審の時からも、私たちは本当にあたり前のことしか言っていないのに、なかなか認めてもらえなかったのか、今後またこの検証をしてまた国が間違った解釈をしていたということを知って、いい判断を適正な判断を裁判所がすることを望んでいます。今日は有難うございました。

参加者C 鹿児島から今日参加させていただきました。今年の春、元裁判官の樋口英明さんをお呼びして脱原発学習会を行ったんですけど、その時に樋口さんがおっしゃっていたのが、裁判官というのは、文系の人間が多いから、難しい数式とか難しい数字とかいっぱい出されると訳分からなくて、訳分からないままに専門家が言われる人たちの言う通りに判決を出していただくよだから、文系の人間に伝わるように表現していかなくちゃいけないのが難しい、裁判官もいろいろいるので…と言われていました。一審の時から何回か傍聴させていただいて、文系の人間なのに、なぜこのようなシンプルなことが伝わらないのかなという非常に残念な気持ちを持ちます。本当にシンプルな、いのちはお金で買えないということだと思うのですが、そこを裁判官という立場の方が分かってくださらないと本当に悲しいなと思いつつ、いま、自分たちは子どもたちの未来を少しでも明るくするためにあがき続けていきたい。弁護士の皆さんに助けていただきながら、皆で頑張っていけたらと思います。これからもよろしくお願いします。

参加者D 静岡から参りました。この裁判を支える会静岡の運営をしています。逐一この裁判の期日に参加するたびに静岡の支える会のメンバーに伝えるのですが、今

日は弁護団長の意見陳述が終わった時に拍手をしそうでグッとこらえました。有難うございます。二つ質問があります。私はこの託送料金裁判の検討委員会にも参加させてもらっているのですが、国の答弁書というのをあらかじめ読んでいました。でも資料としてどういうふうにまとめたらいいか分からなくて、今日質問をまとめてきました。原告適格のところ、つまり「グリーンコープでんきはこの裁判を起こす資格がない」という国の主張を覆して、第一審で「資格がある」と認めてもらっているわけですね。それを第二審で裁判所がどういうふうに判断するのか、ドキドキしています。これについて国答弁書には10ページにわたって「グリーンコープでんきは資格がない」ということを繰り返していますが、その中で目立った言葉が、小売電気会社にはこの二つの負担金が上乗せされることについては、何も利害がないんじゃないかとずっと主張して原告適格がないということを言っているように書いてあります。その時に私が思ったのは、決め方がおかしいこの制度に基づいて託送料金の上乗せ料金をグリーンコープでんきは需要家さんから取っていませんよね、徴収されていないと聞いています。それは電力会社には払っているのに、マイナスになっているはずなんですね。ということは、不法、適正に決められたものではないことに対する不服としてグリーンコープでんきは赤字を出しているわけですね。それは明らかに被害を被っているという主張はどこかでできないでしょうか。つまり利害があるからこそ「原告適格は当然ある」ということを付け加えられるのなら付け加えたい。グリーンコープでんきの裁判だけじゃなくて、全国の需要家で気づいている人は、本当におかしいと思っているんです。だから代弁してくださっているだけで、矮小化してグリーンコープでんきは資格がないという主張をぜひ覆す何かこちらからの意見とか、書面を出していただけないかというふうに考えてきました。二つ目の質問はですね、裁判官や、この裁判に対して、例えば一傍聴者、原告ではない人が見た時に応援しているよというような陳述書とか、こういうふうに判断してほしいと全国の多くの心ある人は思っているんですけどという要望書みたいなのは出せるんでしょうか。個人的な手紙として裁判所に届けたほうがいいのか、静岡でその意見をまとめて出すことというのは、できるのであれば教えてほしいです。以上、二つについてよろしくをお願いします。

福 島 原告適格については、法律上の利益に関することで、行政訴訟法に書いてあります。法律上それが認められるかということと、それが認められる時にその利益の対象者が…という話なので、払ったかどうかというよりも、あくまでも今回の仕組み上、今回の託送供給約款における認可処分との関係でどういうポジションにいるのか、有効かということで、払ったとか払ってないとかいうことに関係なく仕組みの話になるので、そこは、まずそこら辺は整理した上で、グリーンコープでんきとしてはこういうふうな立場に置かれているというような話になるんじゃないかと思います。

小 島 後者の質問についてはいろいろなやり方が有りうるとは思っていて、全国のいろいろな人が考えていることを裁判所の中に意見書という形で意見書なり何らかの声として出していく方法もあるし、裁判所に直接お手紙を書いていただくというの

もあり得るだろうというふうには思います。どちらもありうるので、ただ確かに何もしないよりはそういうふうのはやった方がいいですよ。裁判所としても、特にこの事件は形式から見ると原告は一人なんです。グリーンコープでんきという一つの社団法人だけになっちゃうので、実はその背景に多く人がいるわけですよ。それが裁判所にどこまで伝わるかということになるので、その伝え方を大至急議論していただいて、皆で考えてどういうふうにするかというのは弁護団なり、グリーンコープのほうで議論して皆さんと共有しながら、まあ12月まではやることは決まりましたので、そこまでに向けて何かワーツとそういう盛り上がるような動きを作ったほうがいいですね。

参加者E 分かりました。証書として出していくのは弁護士さんの負担になるなどの手続きもあるので、地域の、個人の声として裁判所に届けるということをやってみます。手紙なら書けますと言われていたので。分かりました。やってみます。有難うございました。

参加者F 福岡からきました。私はずっとグリーンコープの組合員として、少しは意識を持って商品や社会問題、グリーンコープのいろいろな問題提起に対して活動をとおして関心を持って来たんですけど、日本人特有の「お上には逆らうな」的な、おかしいと思っても、おかしいよねとか言いながらも、なんとなくそれを許してしまうというか、我慢してしまう。自分や私の周りの人たちも大半がそういう状態で生活している。その中で今回のこの問題について、モノ申していくということがこんなに難しいのだなということを一市民として感じています。こんなに当たり前のことを伝えても伝えても、国、大きな企業に対してそれが通じない、通じないというか潰されていく、その中の一つだと思っていますので、もうこれは必ず絶対、グリーンコープさんをとおしてですけど、力強い弁護士さんの力を借りながら、この裁判が良い方向に行ってくれるということをととても強く願っています。もう一つ余談なんですけど、初めて参加させてもらって、私も先ほど弁護士さんのお一人の方がおっしゃったように、肝心の裁判長の反応が気になりました。本当に弁護士たちが伝えていることを裁判長がどれほど理解して耳を傾けているのかなと、私は単なる一傍聴人として感じました。電力自由化という問題は私自身もよく分かっているようで分かっていない部分が多いと思って、今日帰ってから今日の資料書類を読ませてもらおうと思っています。裁判長に伝わるようなというか、「うん？」と言わせるようなそういうのってどういうふうにしたらいいのでしょうか。そこが難しいところではあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願いします。

Gクラブ グリーンクラブから来ました。私たちも電力自由化についてはあんまり分かってなくて、意見書や意見陳述を帰って読んで勉強したいと思います。今日は有難うございました。

参加者G 今日は有難うございました。負担金や電力自由化の問題について知れば知るほど、ここまでしてでも原発を存続したいんだなということ、システムが矛盾しているということを感じました。今日の八田さんの意見書や説明を聞いて、原発というのは市場原理で考えても本当に回らないんだなというのを改めて実感しました。

本当に安全に暮らしたいだけなのに、それが叶うのは本当に難しいんだなと思いますけれども、この裁判をとおして知ることができたと思います。今日の意見陳述や裁判の話聞いて本当に心強いなと思ってちょっとうれしくなっています。

参加者H

今日の裁判の話聞いて随分面白くなりそうだなと思いました。裁判所が騙されていたんじゃないかという、そういう話を聞いてなんかワクワクしてきました。それといろんなことが電力自由化の話で、随分身近な感じになってきたんですけども、まだまだ分からないことがいろいろあるんですね。一つには、先ほど裁判所が騙されていたんじゃないかなという話と共に、裁判所の役割ということをおっしゃって、それはすごく感動しました。今、国がこんなふうに、この資料の一番最後にあるように、法律に反する主張をして国会の手続きを避ける、こんなふうなやり方をして民主主義を軽視している。こういう行政の在り方を訴えているのですから、裁判所の役割としては、ちゃんと民主主義を立て直すようなそんな判断をしていかなくちゃいけないんじゃないかということをおっしゃって、なんかすごく感動しました。それとまだ電力自由化ということについてはよく分からないこともいろいろあって、先ほど言われたようにいろんな電力会社が進出して来ているけれども、料金は一緒なんだと言われました。結局自由化して市場原理の下での電力の値段というのは一本化になる。でも、グリーンコープでんきを使っているわけなんですけど、九電と契約している人とやっぱり違うよねと思って。何かおかしいんじゃないとちょっと思ったんですけど、そこら辺は、大まかに言えば安い電気が市場に出てくれば、他もそれに合わせて段々安くなってくるといふ、まあそういうことなんだろうなとは思ったんですけど、そここのところをもう少し説明をお願いします。もう一つ、この控訴理由書の目次だけパラパラと見てきたんですけど、賠償負担金とか廃炉円滑化負担金というのは、適正な原価には含まれないということをおっしゃっているんですけども、ずっと最後のほうに公益的課題に要する費用というものができて、そういった公益的課題による費用にこの廃炉円滑化負担金とかが含まれるのか、含まれないのか、その費用というのが原価ではないのに、ここでは費用として含めていいみたいなことが書かれているような感じがしたので、あれっ？と思ったんです。それとそもそも託送料金というのは、託送料金に負担金とかいうのを払っているのはグリーンコープでんきの契約者だけじゃなくて、全電気利用者が払っていることになるので、そもそもそういうやり方をしていいのかというのが根本的に問題があるんじゃないかと思うんですね。グリーンコープだけ払わなくていいよということにはならないはずなので、そこら辺を皆が民主主義に則ったやり方ではないやり方でお金を払わされているんですよということが大問題なんじゃないかなと思っています。先ほどの質問の応答、よろしくお願いします。

小 島

最終的に小売事業者から買うための電気料金はバラバラになるんですけども、結局市場を通じて購入する電気は基本的には同じになるんですね、それをどういうふうにするかということになる。その中で基本的には同一なんですけど、相対取引自体が今の日本の形というのはすごくいびつな形になっていて、自由化された市場では、相対取引の内容が今の日本で行われている相対取引は違う。今の日本

の大手電力会社（旧一電）の間の相対取引というのは出力量取引なんです、出力枠取引、これだけの一定枠まで買えるよという、枠を買う。ところが自由化後の取引というのは、定量定額取引なんです。ある一定量のある額で買う。それが相対取引。そうすると一定額で一定量買ったあと、前日市場で電気を必要とする人にそれを売り戻せる、需要家が。そこで本当に最終的に、まず相対取引で買う時の値段が市場である程度統一できるんですが、当日電力需要が変わることによって電力料金は変動していきますから、最終消費の段階では電力料金の値段というのはここに連動していくんです。ここに連動していく料金だけど、ここに連動していくということは、毎日毎日同じ電気料金を使うということではない。状況次第で変わってくるわけです。ただその状況次第で変わる料金が原子力発電かどうかによって変わるというよりは、その市場の中で、発電事業者が一番安く提供できる人から市場では売れていくわけです。それでうちはその料金じゃないと出せない、そんな電気料金では売れないという人もいる。それで高い料金で買った人は損を覚悟で安い料金で市場に出さないといけなくなる。そしたら事業者の方は実は高い料金で買ったのを安い料金で売り戻すので、そこで損失が出ることもあるんです。だから需要家にとってみると電力料金は一定ではないんですけど、その瞬間その瞬間でいうと電力料金は一定なんです。そこがちょっと分かりにくいんですけど、そういう議論なんです。ちょっとすみませんうまく説明できてなくて申し訳ないです。

先ほどどなたかが、電力料金の高騰の話をしてましたけど、あれが何故起きるかと言うと、今言った市場が全く機能していないからです。要するに、ひどいことに、旧一電つまり例えばここだったら九州電力の電気小売事業者が一定枠抑えちゃっているわけです。だから市場に出て来ないわけです。そうすると九州電力があらかじめ決められた電力料金に変えちゃうわけです。どんなことがあっても。そうするとその九州電力以外から電力を買っているところつまり新電力会社は、新電力の小売事業者は九州電力から相対で枠を買っているところ以外は市場にわずかなたましか出て来なくて、その玉がポーンと急激に跳ね上がると、だからべらぼうに高い料金で買う、しかも何か非常に面白くて、高い料金で買った新電力はその料金を需要家に転嫁していない。そうすると、新電力が倒産してるんですよ。電力料金の高騰の第一の側面では。だからもう市場から調達する電気料金がポーンと上がっちゃって、一般消費者に受給できる電気がないと、要するに売れば売るだけ新電力が損をするので、新電力会社はある一定の段階で電力供給を止めちゃったんです。日本の現況は、電力高騰の中で電力供給を止めちゃったんですよ。新電力は。それで、一般消費者はそういうことはあんまりないんですけど、事業者の電力最終需要家は突然電力が供給されなくなっちゃうので、皆困っちゃうわけです。しょうがないから、旧一電の、たとえばこの地域だったら九州電力の電力小売事業者にお願いして電気を売ってもらう。最終保証契約というのを使ったりして、電気を売ってもらっているわけです。そうすると結構高い料金になるけどそこに変える。という仕組み。その高い料金のところを、もうそこで買うしかない今の現状になっちゃっているから、その料金を値上げ

しましようというのが、この間の規制料金の値上げという話になるわけです。だからあれは本来は、競争市場がちゃんと出来上がってればあんな問題は起きないんです。もう市場に出てくる料金が多分今は、電力消費されているうちの10分の1くらいしか市場に出て来ないです。その10分の9は何かというと、10分の9あるいはまあ10分の7くらいは少なくとも九州電力の発電会社が九州電力の小売電気事業者に売っちゃっているんですよ。それはそこだけは特別な価格で売っているわけです。それでやっちゃっているんで、全く電力自由化になっていないという状況があるんですね。多分九州でも8割くらいは九州電力が発電しているので、その8割を九州電力が発電して電気を九州電力の小売電気事業者にバーンと流しちゃうので、そうすると他のところの電気が市場に出てくる玉が少なくて、そこがどうにもなくなると、それで新電力がみんな倒産して、事業撤退して、結局九州電力にお願いしている、電力高くてもいいから売ってくださいとなっちゃっているというのが現状。だからあれも多分電力自由化と言ったら何かということをよく勉強すれば、本来あるべき市場とはどうあるべきかという議論をきちっとすれば解決する道筋が見えてくるかもしれない。だから根っこは同じなんです。今回の問題とその電力料金の高騰の話は。というふうに八田先生が言っていました。

参加者I 太宰府から来ました。グリーンコープでんきを利用している者です。私は九電本店前で原発辞めよ！という運動をしています。託送料金上乘せということは、原発由来の電気を使いたくないと言うのに、そういう原発に関する処理費用とかを電力を使っている人に皆負担させるという経産省の省令がおかしいなということ。九電が原発を続ける限り許せない。将来を明るくするとかコマーシャルで言っていますけど、汚染水を流したり、原発の高レベル廃棄物の処理場も見つからない状況にあるなど、問題のエネルギー源ですから、こういうのは早く辞めてほしいです。今日は裁判所に傍聴に来たのは3回目です。国は、今の岸田政権もそうですけど、閣議決定とかしてですね、国会の審議とかしないで、事を進めているんです。だからそういうものの一つにこの経産省で託送料金上乘せを決めてよろしいというのをしているわけで、全く腹立たしい。第一審では認可されたことは間違いではない。すべての利用者から徴収していいというのですから、ぜひ勝たなきゃいけない裁判だと思っています。今日の八田意見書に何やらそういう審議の過程も曖昧であったというのが分ってきて、それみたことかと思いましたし、なんか民主主義どころか、国民の意見を聞いていない。原発もそうですし、エネルギー政策もそうですけども、そういうものに対して司法が国の肩を持つてしまうという在り方があまりにも多すぎて、本当にお先真っ暗でいたんですけども、今日はちょっと光が見えてきたような気がしました。ぜひその線で裁判に勝利することを願っています。今日は有難うございました。

進行 坂本 それでは、坂本理事長からお願いします。

坂本 今日裁判の感想は皆さんと同じです。今日感じたのは、傍聴が少なくすごく残念なことです。第一審の時はたくさんの方がいらっしゃっていました。第一審の第一回の時、あの時は他単協の方もいらっしゃっていて、今からやるぞと言うの

をすごく感じました。あの時の報告集会は、理事長や委員長たちが座る場所は2列テーブルがあったと私は記憶しているんですが、今日は1列で収まる人数だということがちょっと残念です。もっとしっかりと多くの人にこの裁判のこと、意義を伝えていかなければいけないと改めて感じています。福岡裁判所であつていいますので、ふくおかの組合員は来ようと思えばたくさんこの場に傍聴に来れるかなと思いますので、もっと地域の組合員に向けて、組合員以外の市民の方に向けてもこういうことをしているんだよと言うことを今まで以上にしていきたいなと改めて思いました。以上です。

進行 高橋委員長お願いします。

高橋 私たち裁判が始まる前にビラを持って行進などしたんですけれども、記者の方がどなたもいらっしやなくて。なぜそこにプレスのいっぱいのカメラがないんだろうと。カメラに向かってグリーンコープから発信しようと思つていましたのに、とても残念でした、でも、プレスが来ていようがいまいが、私たちがやっていることをあまり人が見てくれなくても見てくれても、信じることは一つ、やることも一つだと思つております。今日の第一回の公判ですが、まさか国が出していた意見が、「専門家が言ったから」と言われたから、そうなのと思つていたのですが、その専門家が「言っていないと言っている」という、なんかすごく変な皮肉な結果になって、これをどう収めるんだろうと、私も興味深く、「やっぱり次からもまた来なきゃね」と思いながら過ごしました。私たちは常に、おかしいと思つたことは、「おかしい、やっぱり変だよね」と、ずっとつぶやき続けていきたいと思つています。以上です。

東原 一審の国の資料に「平成29年に世耕大臣が賠償負担金とはこういうものであると説明をした」というふうな国の書面の証拠が出るわけです。私たちは調べていますから、法案審議ではなくて、それはある種の意見交換であつて、責任を持った答弁ではないと分かります。今日も言いましたように、平成11年の審議会の議論で託送料金に二つの負担金が乗せられたという事は決められていないということは分かるわけです。けれども、膨大な国の人員と記録の機構とそして蓄積されたデータの中で、こう言つたということは、国は出せるわけです。それは、事務局がこう言つただけで本当は違うんだと声を大にして言いたかつたけれども、一審の時私たちが調べたことそのまま全てを書面にできたわけではなかつたと思つています。そうした上でやっぱり人間というのは不思議なもので、八田さんというのは当事者なんですね。当事者が自分の生きてきた身体と心に照らして、今回グリーンコープから聞いた話を考えてみたらやっぱりこういう意見は出したいと思つて判断してくれて、意見を書いておられる。そしたらその意見を見て小島弁護団長は、ある種私たちが自分たちの意識として言葉にできていなかったことを小島団長自身が言葉にして、皆に問いかけようとしている。やっぱりそういうプロセスが本当に大事だと思つました。それと、さすがにもう提訴決定からも丸3年以上経過して、そして毎回毎回この膨大な資料を目は通すけれども、提訴決定までの4年間、グリーンコープの組合員が各地で意見交換したり議論したりしたようなボリュームで資料をみていく時間はかけられません。というような意

味で、〇〇さんが言われ、〇〇さんも言われたように、行動の面から見ても、あるいは私たちの内部から言っても、よしっというふうに思えるものが、ちょっとずつやっぱり薄くなっていく面もあるだろうと思います。今日、静岡の〇〇さんがおっしゃってくれて、皆でこれを支える動きが出来ないかということと、今日の感想も踏まえて、何かもう一度自分たちで学習してみようとか、話そうと思ったら1時間でも2時間でも話せる、電気の自由化から訴訟の全体像も含めて、そういうものをもう一回グリーンコープ全体でやってみようとか、それも踏まえて皆でやれる裁判に向けての取り組みを考えようとか、そういうのを今度の共同体理事会で検討できるようにしたらどうかなというのが今日の最大の感想と成果だったと思います。

進 行 はい、有難うございました。それでは重ねて何かありませんでしょうか。それでは以上をもちまして報告集会を終了いたします。本日は有難うございました。

以上